

## 令和元年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月3日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 遠山一郎 町民課長 市川清美

企画課長 竹重和明 教育次長 市川正彦

建設課長 荻原義行 農林課長 片桐栄一

観光商工課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

庶務係長 羽場雅敏

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

2番 芝間 教男

3番 中島 健男

散会 午前11時39分

(午前10時00分 開会)

**議長（森本信明君）** おはようございます。本日から12月定例会が始まります。議員各位におかれましては、会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長の招集の挨拶までの撮影、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、今会議の一部については、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第4回立科町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（森本信明君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番議員、芝間教男君、3番議員、中島健男君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（森本信明君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、田中三江議会運営委員長より報告願います。田中三江議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

**9番（田中三江君）** おはようございます。それでは、議会運営委員会から会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、11月19日、議会運営委員会を開催し、令和元年第4回立科町議会定例会の回帰、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討をした結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日から12月12日までの10日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（森本信明君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の開催は、本日から12月12日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は本日から12月12日までの10日

間と決定しました。

会期日程の説明を願います。齊藤事務局長。

**議会事務局長（齊藤明美君）** 今定例会の会期日程について、議会運営委員会の検討結果に基づき説明をいたします。

本日は会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、4日は午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。

本会議終了後、全員協議会を開催します。

3日目、5日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

4日目、6日は午前10時に開会し、前日に引き続き、一般質問を行います。

本会議終了後、午後1時30分から社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

5日目、7日、6日目、8日は休会です。

7日目、9日は午前9時から社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、10日は午前9時から総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、11日は委員会予備日とし、10日目、12日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会といたします。

本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

以上です。

### ◎日程第3 町長招集のあいさつ

**議長（森本信明君）** 日程第3 町長招集のあいさつ、両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** おはようございます。本日、ここに令和元年度第4回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

師走に入り、1年の締めくくりの時期となりました。今年は、自然災害が多く発生した平成の時代から令和という新たな時代を迎え、多くの人たちは安心・安全で災害や事故の少ない平穏で活気に満ちた時代であってほしいと願ったことでしょう。

しかし、その願いは、台風19号豪雨災害によって打ち砕かれました。河川の増水によって千曲川流域では氾濫被害が広がりました。お亡くなりになられました方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、甚大な被害を受けた皆様にお見舞いを申し上げます。

す。

立科町におきましても、人命にかかわる被害は出ておりませんが、10月12日の午前0時から24時までの間、芦田観測点において観測史上最高の264ミリの降水量を記録し、最大1時間雨量も34.5ミリを観測するなど、今まで経験したことのないような台風が襲来し、河川や水路等からの越水による流れ込みにより、35戸の家屋が床上・床下の被害を受けました。

農地・農業用施設も決壊や土砂が流れ込むなどの被害が各所で発生し、深刻な状況であります。被災された町内全ての皆様に対し、改めてお見舞いを申し上げます。

また、今回の災害では、上水道の水源地が被災を受け、給水車による飲み水確保という事態に発展し、住民生活に影響を及ぼそうとは予想だにしませんでした。上水道の取水量完全復活を初め、災害の復旧行為は始まったばかりであります。従前の姿に戻すためには、多くの費用と時間を要しますが、復旧・復興に向け、町は全力を挙げて取り組んでまいりますので、町民皆様、議会皆様のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

なお、被害状況と復旧対応等につきましては、広報たてしな12月号に掲載してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

さて、今年も余すところ1カ月弱となりました。国では、景気回復基調との判断から、年々膨れ上がる社会保障費の財源確保と子育て世代の負担を軽減する観点から、幼児教育・保育の無償化制度を導入する財源に10月1日より消費税8%から10%へ引き上げる一方で、国民生活を下支えするための軽減税率の導入もあわせて行いました。

しかし、2019年度税収見込みが大幅に下振れする見通しとなり、不足分を赤字国債を含め、他の歳入を充てる必要があるとの報道がされております。国は、令和2年度以降の幼児教育・保育の無償化の財源負担は、一般財源化による負担方法との話もありますが、財源はどうなるのか、今後、十分注視していく必要があると思っております。

また、世界経済の減速で、県内の輸出関連産業を中心に業績が悪化してきている上場企業が6割強との報道もあり、台風被害の影響等も含め、先行きの不透明感を感じている企業が多いとも聞いております。立科町では、先ごろ、町内建設業関係皆様との会合が持たれ、災害復旧関連を中心に意見交換が行われました。今後は他の企業の皆様とも情報交換できればと考えております。

本年度も仕上げの時期となりました。年度後半の事業関係の進捗状況を申し上げます。

まず、農林業関係では、豚コレラ対策として、町内養豚場9施設を対象に、イノシシ等の侵入防止柵の設置支援や消毒用消石灰を配付、侵入防止策は施設者の意向も踏まえて進めておるところでございます。また、松くい虫防除対策として、松林健全化推進事業により、伐採駆除や地上散布を実施し、森林景観の保全と松林維持を地道ながら推進を図っているところでございます。

次に、観光関係では、観光施設管理整備として、蓼科第二牧場、ご案内のクロスカントリーコースの整備補修や、ゴンドラリフト頂上に移動式テラスを追加購入し、ゴンドラ山頂の魅力アップにつながることを期待しています。ただし、クロスカントリーコースは、19号台風によりコースが流失被害を受け、今シーズンの利用は終了いたしました。また、私が選挙公約で再重要課題に位置づけた索道事業の経営改善策を早期に示すことについては、令和2年度のスキーシーズンを目途に、公設民営の指定管理者方式の民間方式を取り入れたいと考えております。現在、公募に向けて、仕様書内容等について、細部にわたり検討をしているところであります。

福祉関係では、子育て世帯や住民税非課税者を対象にしたプレミアム商品券を令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間を有効期間とし、立科町商工会において商品券の発売をしております。また、企画課所管では子育て中の助成や介護などを行っている方が時間や場所を有効に活用できるテレワークの導入を地方創生推進交付金事業により、本年もワーカー拡大等を図りながら、事業推進を図っております。テレワークは働き方改革の切り札とも言われております。

そのほか、地域情報通信基盤整備事業の実施及び道路新設改良舗装工事や継続事業の社会資本整備総合交付金事業の町道五本木前線工事など、地元との調整を図りながら進めている事業もございます。そして、何よりも優先すべきは災害復旧事業であり、被災者に寄り添った対応に努めてまいります。

さて、12月は、令和2年度の当初予算編成期であります。私にとって、初めての年度予算となります。先月15日の予算編成会議において、職員に対し、編成方針を示したところでございます。少子高齢化、人口減少、農林・商工業の低迷、スキー場利用者の減少、公共交通の確保など、多くの課題が山積する中で、令和2年度の予算編成重点指針は、以下の3項目であります。

1つ目は、住んでみたい、産み育てたいと思える町づくりであります。きめ細やかな子育て支援と定住移住につながる施策の推進。

2つ目は、安心・安全で持続可能な町づくりであります。台風19号の教訓を生かした防災・減災対策や、障害者などの弱者対策等。

3つ目は、豊かな地域資源を生かした町づくりであります。立科が誇る豊かな資源を生かし、活気ある経済の活性化を図るための施策を展開していきます。そして、住んでよかった、訪れてよかったと思える町づくりを町民皆様とともに作りあげていくことを基本に据えて、立科町振興計画や総合戦略の後期計画との整合性を図りながら、予算編成することといたしました。

来年度も町税や財産収入の好転は望めない現状にあり、依然として自主財源に乏しく、例年にも増して厳しい財政運営が続くことが予想されます。ふるさと納税の返礼などに工夫を凝らし、納税額のアップを図ってまいります。

歳出においては、常に事務事業の見直しと効率化に努め、どんな高率補助事業があ

るのか、常に情報をキャッチしながら、歳出の抑制に鋭意努力してまいります。新規事業でも既存事業の拡充でも、必要性や費用対効果を十分精査し、予算化してまいります。

なお、町民皆さまのもとに先月後半から行う予定でありました立科町まちづくり創生会議の開催は、災害復旧工事対応を最優先し、被災者に寄り添った行政運営に努める観点から、年明けの1月中旬以降に延期することといたしました。なお、開催に当たっては、1人でも多くの方が創生会議に参加いただければ幸いです。

また、このたび、県教育委員会から蓼科高校1クラス減が示されました。県教委には、9月以降、幾度となく各層代表者と一緒にお伺いして、3クラス維持の要望活動を繰り返し広げてきましただけに、大変残念な結果であります。しかしながら、県教委からは、町の支援を受け、地域を上げて取り組まれていることを高く評価され、蓼科高校の存続に理解を示されました。私たちは今後とも蓼科高校の存続発展を願いながら、特色ある高校づくりに関係者一丸となって取り組んでまいりますので、変わらぬご支援・ご協力をお願い申し上げます。

いよいよ来年は、東京オリンピックが開催されます。メダル獲得が期待されるウガンダ共和国の陸上競技中距離種目の選手を応援しながら、交流を深め、立科の子供たちが国際感覚を養ってもらうよい機会になることを期待し、招集の挨拶といたします。

続いて、9月定例会以降の主な町長諸般の報告をいたします。

実は、9月議会までの間におきましては、ほぼ全ての町長の行事等につきましては報告をしてまいりましたが、今議会から主たる諸般の報告にさせていただきますので、まずご理解をいただきたいと思っております。

9月20日には、佐久広域連合の定例会に出席しております。

21日には、長年の念願でありました国道254号線宇山バイパスが全線開通し、開通式に出席しました。

24日には、地域公共交通活性化競技会を開催し、地域公共交通網形成計画に基づく施策などについて協議いただきました。

27日には、臨時議会を招集し、教育長の選任について同意をいただきました。

10月6日には、第44回女神湖歩け歩け大会に参加者に挨拶を申し上げます。

8日には、国道142・254号線期成同盟会総会及び県道牛鹿望月線の改良について県要望を行いました。

9日には、ウガンダ共和国日本大使館主催によるナショナルデーレセプションに出席してまいりました。

15日には、町村会の定期総会に出席いたしました。

18日には、北佐久郡行政連絡協議会に出席しております。

20日には、第11回中山道ウォーキングの参加者に歓迎のご挨拶を申し上げます。

23日には、老人クラブゲートボール大会で選手の皆さんを激励してまいりました。

24日には、川西保健衛生施設組合の定例会に出席しております。

25日には、佐久市・北佐久郡環境施設組合の定例会に出席しております。

11月に入り、11月2日には、商工会多来福まつりの開会式に出席し、商工業の発展を期待し、ご挨拶を申し上げます。

11日には、佐久広域連合、正副連合長会議に出席し、午後は白樺湖下水道組合議会定例会に出席しました。

12日には、松本・佐久高規格道路建設期成同盟会の県要望に参加しました。

13日には、各区長、部落長の皆様にお集まりをいただき、台風19号の被害や復旧方法などについて説明会を開催しました。この台風19号被害状況について、区長、部落長の皆様からは多くのご質問やご要望がございました。これらを盾に、今後につなげてまいりたいというふうに考えております。

14日には、恋人の聖地観光協会市町村長会に出席しました。

22日には、佐久地域の高校の将来像を考える地域協議会に出席し、蓼科高校が取り組んでいる蓼科学や、町行政が支援している状況など、紹介をいたしました。

24日には、東京で行われた蓼科すずらん会に出席し、町の近況等をお話して、会員の皆様と懇談をしてまいりました。

27日には、全国町村長大会に出席してまいりました。

以上、主な町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

今議会に提出を予定しております案件は、条例5件、補正予算2件、承認2件、認定1件です。

承認第10号は、一般会計補正予算（第3号）で、10月の台風19号被害において、緊急的に支出するものなどの補正予算5,000万円を専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

主な内容ですが、歳入では、全額を財政調整基金の繰入金での対応を見込んでおります。

歳出では、総務費で、主に10月12日から14日にかけて出勤した職員の超過勤務手当を計上しました。

民生費では、被災された方々への信州被害者生活再建支援制度による災害救助費、災害援護資金貸付金を計上しました。

消防費では、土のう用の袋や非常時用の飲料水や非常用炊き出しご飯などの補充の経費、避難所で使用した毛布のクリーニング代、土のう用の砂の購入費用等を計上しました。

災害復旧費では、農地、林道等の緊急修繕料、道路の応急処置などに係る経費、国庫補助申請に向けた測量設計委託料、社会教育施設災害復旧費では、運動公園、多目的グラウンド西側の、のり面崩落に係る測量設計委託料及びマレットゴルフ場の倒木

処理の委託料を計上しました。

承認第11号は、一般会計同様に、水道事業会計において、緊急的に支出するものなどの補正予算271万2,000円を専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。主な内容は、台風19号災害時の応援給水に対する負担金及び災害用飲料水袋の購入費、温井配水池の清掃修繕費用、職員の超過勤務手当でございます。

議案第55号の条例は、地方公務員法の改正などにより、新たに創設された会計年度任用職員の給与などを定めるための条例を制定するものであります。

議案第56号の条例改正は、今回の台風19号による災害に対し、ふるさと寄附金による寄附を募らせていただきました。災害に対する支援給付金等の受け付けを条例に規定するためのものであります。

議案第57号の条例改正は、国民健康保険税の減免について、刑事施設に収容されている者に対する減免に関する標準的な取り扱いが定められたことによるものでございます。

議案第58号の条例改正は、災害弔慰金の支給に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴うものです。

議案第59号の条例廃止は、町長選挙において投票方法の理解や経費削減のため、記号式を自書式にするためのものです。

議案第60号の一般会計補正予算（第4号）につきましては、規定予算に歳入歳出それぞれ6億1,631万5,000円を追加し、総額を50億2,489万円とするものです。台風19号災害に係る復旧事業費が主なものになっております。

歳入では、災害復旧に係る国・県補助金、農地災害復旧に係る受益者負担金、財政調整基金の繰入金、災害復旧事業債などを見込んでおります。

歳出では、農地、農業施設、林道、道路、観光施設等に係る災害復旧事業費を約6億3,000万円計上しております。総務費で長野県市町村行政事務組合に派遣しております職員の人件費、移住定住促進事業新築住宅補助金、権現の湯の厨房更新費などを計上しました。

民生費では、幼児教育無償化に係る電算システムの改修費用、高齢者生きがいセンターなどの修繕費、衛生費では災害廃棄物処理業務の委託料を計上しました。

その他、町長、町議会議員選挙、県議会議員選挙の執行経費の減額、予備費の調整などがございます。

議案第61号は、水道事業会計の補正です。温井配水池に土どめ擁壁工事を設置する事業費を計上しました。

認定第11号は、本年度、開通しました国道254号線宇山バイパスの完成に伴い、旧国道区間を町道として認定するものです。

詳細につきましては、それぞれ関係課長から説明させますので、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。



以上です。

◎日程第4 議会諸報告

**議長（森本信明君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は印刷してお手元に配付しました。議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、今井 清総務経済常任委員長、報告はありますか。今井委員長。

**7番（今井 清君）** 7番、今井 清です。総務経済委員会の活動報告を申し上げます。

11月21日、委員会を開催いたしまして、当委員会所管の観光商工課、農林課、企画課、総務課の令和元年度の事業進捗状況につきまして、予算委員会において説明された事業概要書に基づきまして、進捗状況の説明を受け、審査を行いました。

以上でございます。

**議長（森本信明君）** 次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、報告はありますか。森澤委員長。

**6番（森澤文王君）** 6番、森澤です。社会文教建設常任委員会は11月19日、委員会を開催し、来年度の研修先と委員会の調査研究の課題を協議いたしました。

報告は以上です。

**議長（森本信明君）** これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第10号

**議長（森本信明君）** 日程第5 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

**総務課長（遠山一郎君）** 承認第10号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

主に、10月の台風19号災害に対する緊急的な支出に対応するため、補正予算を編成したものです。

予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,000万円を追加し、予算の総額を44億857万5,000円とするものです。

2ページは第1表歳入歳出予算の補正、3ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

4 ページをご覧いただきたいと思います。歳入につきましては、全額を財政調整基金からの繰り入れとしました。

5 ページからは歳出になります。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、主に10月12日から14日にかけて台風災害対応で出勤した職員の超過勤務手当を計上しました。

3 款民生費 5 項災害救助費では、被災された方への信州被災者生活再建支援制度による災害救助費等200万円、災害援護資金貸付金150万円を計上しました。使用料の7万3,000円は、ハートフルケアたてしなへの台風の通過後も滞在することになった被災者、避難者2名分の受け入れ費用です。

8 款 1 項消防費 4 目防災費では、台風災害対応の際に使用した消耗品等の補充に係る経費を計上しました。消耗品では、土のう袋2,000枚、非常時用の飲料水144本、非常用炊き出しご飯6箱等、避難所で消費した物品の補充や、ブルーシート等の購入費、クリーニング代は避難所で使用した毛布のクリーニング160枚分、原材料費では土のう袋の砂10立米等を計上しました。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

10 款災害復旧費では 1 項農林業施設災害復旧費で、消耗品費は農地等の被災状況確認及び国への申請等に係る測量用のポール、測量ぐい、目印テープ等の購入費27万9,000円。修繕料は農地等の小修繕工事約20カ所分、560万円。林道の小規模修繕工事費、約10カ所、330万円を計上しました。

2 項公共土木施設災害復旧費では、町道小修繕、約25カ所、1,200万円。国庫補助事業申請に係る測量設計業務委託料及び積算業務委託料等2,184万6,000円を計上しました。

7 ページをお願いしたいと思います。

3 項教育施設災害復旧費では、権現山運動公園多目的グラウンド西側の、のり面の土砂崩落による復旧の測量設計委託料99万円及びマレットゴルフ場の倒木処理の委託料29万7,000円を計上しました。

歳入歳出の差額94万5,000円は予備費で調整しました。

8 ページ以降は給与費明細書になります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町一般会計補正予算（第3号））の採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町一般会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

#### ◎日程第6 承認第11号

**議長（森本信明君）** 日程第6 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第3号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 荻原 義行君 登壇〉

**建設課長（荻原義行君）** 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出。第2条令和元年度立科町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出では、第51款水道事業費用第1項営業費用について、271万2,000円増額し、2億5,586万3,000円とし、第4項予備費を271万2,000円減額し、1,039万8,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第3条、予算第5条中、職員給与費2,080万5,000円を2,104万2,000円に改めます。

2 ページをご覧ください。

収益的支出ですが、1項営業費用について、台風災害に伴う応急対応の経費の増額でございます。1目原水及び浄水費では、水質検査料、2目排水及び給水費では、職員の時間外勤務手当2名分、非常用飲料水袋、温井配水池清掃修繕工事、小諸市、松本市、塩尻市からの応援給水活動に対する負担金でございます。4目総係費は、1目とは異なる職員の時間外勤務手当2名分です。4項予備費は271万2,000円の減額です。

3 ページは予定キャッシュフロー計算書です。

4 ページ以降は給与費明細書並びに手当の状況となっておりますので、ご覧ください。

以上でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

**8番（村田桂子君）** 2点ほどお伺いいたします。一つは、温井の配水池のところで、緊急に壁を設けるというお話だったんですけども、そのことはこの間現場を見させていただいて了解はしているところなんですけど、直接の濁り水の原因となった取水ますというか、取水の施設の少し前にあるところは今ビニールシートがかかってこれ以上崩れないようになっているんですけど、今ある取水施設のすぐ横のところですね、まだもちろん崩れてはいないわけですが、そういうところからの崩れということも十分考えられるんですけど、そういう右側の山の斜面に対する対応というのはどのようにお考えなのかというのが1点です。

もう一つは、非常用の飲料水袋というのは透明のビニールの袋のことかなと思うんですが、一般会計のほうで専決処分になった144本との関連なんですけど、あちらのほうはペットボトルということで、直接のすみ分けというか、水道のほうと一般会計のほうとね、そこら辺はどのようにされているのでしょうか。そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

もう一つ、それから、3つ目は、給水活動を応援していただいたんですけど、小諸市、松本市、塩尻市ということなんですけど、それぞれの支援のトン数というか、そういうのはどうやって数えるかわからんですけど、どのようにになっているのかお聞かせください。

**議長（森本信明君）** 萩原建設課長。

**建設課長（萩原義行君）** お答えいたします。

まず1点目ですけども、この専決処分の予算に関しましての修繕工事は、濁水が流入したことの清掃作業でございまして、その後の対応費用ではございません。ご質問の土砂等に対する対応につきましては今後検討するというところで、現在、この専決予算にも計上しておりませんし、現時点で具体的にお答えできることもございません。

それから2点目（給水）の声あり）濟いませぬ、失礼しました。給水袋がこちらの専決で計上しております。ペットボトル、一般会計のほうに関しましては、これは避難所等に備蓄してあるものということで、こちらは用途が全く違いますということでございます。

3点目の明細につきましてはそれぞれ、水量などにつきましては合計でおよそ10トン程度だったかと思いますが、こちらの立科の水と、それから、立科の水が使えない場合には小諸市の水を使っております。

あとは——そんなところでございますが（発言の声あり）割合ですか。割合はじゃ

あ、済いません、またちょっと確認してお答えしたいと思います。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 負担金が116万1,000円を計上されているわけですから、多分応援して下さった方にきちんとお支払いをするんだらうと思うんですよね。それには数量がはっきりしていなくちゃいけないじゃないですか。それでお伺いしたところなんです、小諸市、松本市、塩尻市がそれぞれどれほど応援してくださって、それぞれの市に幾らお支払いをするのかと、そのことの積算がこの金額だと思いますので、教えてくださいという内容です。

それから、今のお答えの中に立科の水というのがあったんですが、立科の取水ができなくて応援されたんだと思っているんですが、そこをちょっと説明、よくわからなかったのをお願いします。

議長（森本信明君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原義行君） それぞれの応援していただいた明細につきましてはありますけれども、集計をいたしましてまた改めてお答えしたいと思います。

それと、立科の水に関しましては、数日間、給水をいたしました、後半、夢の平配水池と、もしくは姥の配水池、こちらのほうは使用ができましたので、こちらのほうから使ったということでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 村田です。専決でこれ議決してしまうわけですよね。やっぱり数字が盛られている以上、そういうのは資料として用意されるのが当たり前ではないでしょうか。それぞれの市にどれだけお世話になったかということも私たち知っていれば、各市の議員に会ったときに、「これだけご支援いただきまして、ありがとうございます」という言葉もかけられると思いますし、その中身がわからないで合計でと言われても、町民にも「どうだったの」と言われたときに説明ができないので、これは教えていただきたいと思います。

議長（森本信明君） 荻原建設課長。

建設課長（荻原義行君） 集計いたしますので、しばらくお待ちいただけますでしょうか。

議長（森本信明君） それでは、村田桂子君、今の水量については専決処分の関係で採決に使用するかどうか、その辺をまずお聞きをしたいと思います。

8番（村田桂子君） 賛成はもちろんいたしますけれども、それは準備をしていただいたかっとなということで、後で報告をお願いします。

議長（森本信明君） じゃあ、採決に使用しないということによろしいですか。

8番（村田桂子君） はい。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第3号））の採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第55号

**議長（森本信明君）** 日程第7 議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

**総務課長（遠山一郎君）** 議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、その中で会計年度職員任用制度が創設され、令和2年度から施行されることとなります。これに伴い、町の条例を整備するものです。

会計年度任用職員とは、1会計年度を超えない範囲で置かれる一般職の非常勤の職ということになります。また、勤務時間に応じて、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分けられます。

主な内容ですが、第1章、総則として、第1条から第3条において、趣旨及びフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の定義、給与の定義を定めております。

第2章は、第4条から第18条の中で、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めております。職務により分類し、給料は給料表により号俸を決定することになります。また、各種手当の支給についても定めております。

第3章は、第29条及び第30条の中で、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めております。パートタイム会計年度任用職員については、給料という考え方ではなくて、報酬として額を定めることになっております。基準月額を21で除した額を1日当たりの勤務時間を7.75で除した額を時間給として算出することとし、各種手当

の支給についても定めております。

第4章は、第29条及び第30条で——失礼しました。第5章は、31条と32条ですね。第4章につきましては——失礼しました。ちょっと書いてあるものと違いますね、これ。パートタイムにつきましては19条ですね——29条か。失礼しました。29条ですね。29条と30条でパートタイム会計年度任用職員の費用弁償について定めております。

第5章につきましては、第31条と32条で給与について定めております。第33条で雑則として——違うな、これ。失礼しました。済いません、31条から33条につきましては、雑則として、給与の口座振替等について定めております。

附則により、この条例は、令和2年4月1日から施行します。

別表第1は給料表、別表第2は基準となる職務について定めております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第8 議案第56号

**議長（森本信明君）** 日程第8 議案第56号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

**企画課長（竹重和明君）** 議案第56号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出です。

10月12日の台風19号により、当町では多くの被害が発生し、災害支援や災害復旧等を行っていきに当たり、ふるさと寄附金の活用を検討し、ふるさと寄附金での台風19号災害支援寄附金の受け付けを10月15日から開始しております。そして、12月1日までに118件、242万6,000円の申し込みがありました。

このような状況の中、条例第2条、事業の区分では、「この条例に基づき寄附された寄附金を財源として実施する事業は、次の各号のとおりとする。」と規定しており、第1号から第5号の中に、災害支援や災害復旧などの災害対策に該当する号がないことから、第6号、災害対策に関する事業及び第7号、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業を加えるための一部改正をお願いするものでございます。

台風19号の災害支援寄附金は、第6号、災害対策に関する事業の財源とします。そして、今後もこのような突発的な事象が発生した場合でも速やかに受け付けを開始し、ふるさと寄附金を有効に活用していくため、第7号、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業を加えます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、10月15日から適用することとし、実際に災害支援寄附金の受け付けを開始した10月15日に遡及して適用します。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第57号

**議長（森本信明君）** 日程第9 議案第57号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

**総務課長（遠山一郎君）** 議案第57号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

刑事施設等に収容されている者は、国民健康保険の保険給付を受けないという性質上、被保険者の公平性の観点から、全市町村で減免に関する標準的な取り扱いが定められたことから減免の対象とするものです。

第24条の2の減免規定に第3号として「国民健康保険法第59条に該当することになった者」を追加し、第4号以下を繰り下げるものです。

ご確認いただいているかと思いますが、国民健康保険法第59条は、「被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その期間に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は行わない。第1号、少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。第2号、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき」となっております。

また、減免申請の多くが施設の出所後と想定されるため、納期限後の申請も認めることができるようにするため、第24条の2、第2中にただし書きを加えるものです。

附則により、公布の日から施行することといたします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

◎日程第10 議案第58号

**議長（森本信明君）** 日程第10 議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。市川町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 市川 清美君 登壇〉



**町民課長（市川清美君）** 議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害援護資金にかかわる支払い猶予の規定、償還免除事由の拡大、報告等の改正をするものであります。

第15条第3項で、災害援護資金にかかわる償還の支払い猶予の規定の見直し、償還免除事由の拡大は、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときに、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとされ、報告等は、支払猶予又は償還の免除の判定について、必要があると認めるときは、貸付けを受けた者若しくは保証人の資産の状況の報告及び官公署に対し、資料の閲覧、提供を求めることができるように改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月12日から適用するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第11 議案第59号

**議長（森本信明君）** 日程第11 議案第59号 記号式投票に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

**総務課長（遠山一郎君）** 議案第59号 記号式投票に関する条例を廃止する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本年4月にも町長選挙が執行されましたが、条例に基づき、記号式により投票を実施しております。投票者の方などから、投票の方法がわかりにくいという意見が多く寄せられました。

また、期日前投票による投票では、候補者の氏名を書く方式のため、投票用紙を2種類用意しなければならないという不合理も発生しております。

また、近年、期日前投票者の数も増えており、開票作業の際も記述式のほうが効率がよいこともございます。

記号式だからといって無効票が極端に減ることもなく、町の選挙管理委員会の中でも自書式のほうがよいのではないかという意見でまとまっております。

これらにより、本条例を廃止しようとするものです。

附則により、公布の日から施行します。適用は次回実施の町長選挙からになるかと思っております。

ご審議の上、議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（森本信明君） ここで、暫時休憩とします。再開は11時20分であります。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第12 議案第60号

議長（森本信明君） 日程第12 議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第4号）  
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

総務課長（遠山一郎君） 議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億1,631万5,000円を追加し、予算の総額を50億2,489万円とするものです。

2 ページからは、第1表、歳入歳出補正予算、5 ページからは地方債の補正、6 ページ、7 ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括となります。

8 ページをお願いしたいと思います。

歳入について、主な補正について説明いたします。

13款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金は、10月から幼児教育・保育の無償化による3歳児以上の保育料分の減額700万円、4目災害復旧費負担金は、農地等復旧費の受益者負担金900万円を計上しました。

15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金は道路復旧費に係る国庫負担金2,930万円、2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は幼児教育・保育の無償化による電算システム改修費等の補助金、3目衛生費国庫補助金は母子保健情報連携システム改修事業補助金40万3,000円、5目土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金事業（町道五本木前線改良工事）に伴う補助金40万円の増額。

16款県支出金2項県補助金は8目災害復旧費県補助金で農地農業用施設の災害復旧に係る県補助金2億4,900万円、林道西峰線復旧に伴う県補助金275万円、3項委託金1目総務費委託金は県議会議員選挙及び参議院議員選挙の実績による減額318万2,000円。

18款寄附金は、一般寄附金30万円、災害対策に関する事業に対するふるさと寄附金

140万2,000円。

19款繰入金は、財政調整基金の繰入金5,000万円。

21款諸収入は、長野県市町村自治振興組合に派遣している職員の給与を町から支給しているため、組合から負担されるもの490万6,000円、保育園3歳以上児童の副食費127万2,000円。

22款町債2目農林水産業債は、蟹窪地区の農地耕作条件改善事業に係る起債の借入れ1,630万円、9目災害復旧費は、補助及び単独の災害復旧事業に係る起債の借入れ2億5,790万円を計上しました。

11ページから歳出になります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、財務会計システム等改修委託料39万8,000円を計上しておりますが、これは地方自治法改正により予算科目が変わることに対応するためのものです。

19節の負担金110万円は、長野県市町村自治振興組合への派遣職員の人件費の負担金です。

3目財産管理費の手数料64万9,000円は、不動産鑑定評価の手数料です。

5目企画費の補助金400万円は、移住定住促進事業新築住宅補助金の支給見込みによるものです。

12ページ、3項戸籍住民基本台帳費は、国の事務費委託金の確定による財源の組み替えです。

4項選挙費3目町長町議会議員選挙費、4目県議会議員選挙費、5目参議院議員選挙費は、それぞれ執行経費の確定による減額補正です。

14ページ、7項コミュニティー費、施設管理費70万2,000円は、権現の湯の厨房機器の更新費用です。

15ページ、3款民生費1項社会福祉費4目国民年金費16万5,000円は、年金生活者支援給付金の支給準備に係る委託料です。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の4万7,000円は、国庫負担金等の平成30年度実績に伴う精算還付金です。

2目子育て支援費は、児童館の壁かけ型テレビの更新費用19万9,000円及び町外幼稚園利用者の無償化部分に係る各施設への負担金等53万3,000円でございます。

3目保育所費は、職員の人事異動による人件費の減額及び幼児教育無償化対応のためのシステム改修委託料です。

16ページ、3項高齢者福祉費3目高齢者施設費は、高齢者生きがいセンターのロールスクリーンの修繕費用38万7,000円及び健康支援センター女神の自動ドア等修繕料の45万9,000円、大型の石油ストーブ購入費11万6,000円です。

17ページ、5項災害救助費1目災害救助費は、財源充当の変更です。

5款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、会議等に係る超勤手当の増額、

2 目予防費60万5,000円は、母子保健事業で乳幼児健診等のデータ引き継ぎに対応するためのシステム改修委託料でございます。

3 目母子保健費は、平成30年度未熟児養育医療費等国庫負担金の精算による返還金です。

18ページ、4 款衛生費 2 項清掃費 1 目ごみ処理費の350万円は、台風19号災害時に発生した廃棄物の処理費用です。

5 款農林水産業費 1 項農業費 9 目農業再生事業費は、経営所得安定対策直接支払推進事業の補助金の増額です。

19ページ、3 項土地改良費は、起債借り入れによる財源変更です。

6 款商工費 1 項商工費は、企業誘致審議会委員の報酬2名分です。

2 項観光費39万6,000円は、道の駅の駐車場区画線の引き直しの経費です。

20ページ、7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費は、職員手当の増額です。

2 項道路橋梁費 1 目道路維持費10万6,000円は、原材料費として常温合材の購入費です。

5 目社会資本整備総合交付金道路整備事業費150万円は、町道五本木前線の工事費増額による補正です。

21ページ、9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費は、職員の人事異動による増額、19節補助金700万円は、蓼科高校の通学バス運行費について、10月からの消費税増額分及び中込線利用者増による増発便の対応経費です。

3 項中学校費 2 目学校施設費111万円は、台風災害による中学校の体育館屋根の繕料です。

22ページ、10 款災害復旧費 1 項農林業施設災害復旧費 1 目農業災害復旧費 5 億3,000万円は台風19号災害による農地等の復旧経費及び19節補助金は個人が復旧した工事費に対する補助金です。

2 目林業施設災害復旧費990万円は、林道に係る復旧経費です。

23ページ、2 項公共土木施設災害復旧費8,275万2,000円は、道路・河川の修繕費、国庫補助申請のための測量設計費及び工事請負費です。

3 項教育施設災害復旧費20万円は、運動公園多目的グラウンドののり面保護の応急措置です。来年度に本格復旧する予定としております。

24ページ、4 項観光施設災害復旧費748万円は、夢の平キャンプ場進入路の修繕費及び蓼科園地・野外音楽堂の復旧工事費です。

11 款公債費は、平成20年に借り入れした臨時財政対策債の償還金が10年を経過し、利率見直しとなったことによる償還額の増額です。

歳入歳出の差額3,552万7,000円は予備費を充当しました。

25ページ以降は給与費明細書になります。

なお、災害復旧事業費については、何件かは令和2年度への繰越事業とすることも

考えております。また、今回の補正予算には、町道梨の木線の橋等の復旧経費や権現山運動公園ののり面復旧工事費等は計上しておりません。これらはまず測量及び設計を進め、国庫補助金等の活用を検討の上、来年度の当初予算または補正予算の中で計上していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただけますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第61号～日程第14 認定第11号

**議長（森本信明君）** 日程第13 議案第61号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について及び日程第14 認定第11号 立科町町道路線の認定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。荻原建設課長、登壇の上、願ひます。

〈建設課長 荻原 信明君 登壇〉

**建設課長（荻原義行君）** 議案第61号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明をいたします。

1 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,041万4,000円を1億1,507万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出ですが、第71款資本的支出第1項建設改良費について466万4,000円増額し、5,446万5,000円といたします。

2 ページをご覧ください。

資本的支出ですが、第71款資本的支出1項建設改良費について、1目配水施設拡張費では、台風19号に伴い、水路からの越流水が配水池に流入し、濁水となったことから、これを防ぐための止水壁を設置する工事及びその設計委託料の増額です。

3 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

以上でございますが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。続きまして、認定第11号 立科町町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、国道254号宇山バイパスの完成に伴い、旧道区間を町道として認定し、町で管理するものです。

立科町町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の路線を立科町の町道として認定するものとする。路線番号66、路線名、宇山国道線。起点、大字山部字極楽坂13番地1、終点、大字宇山字矢原758番地1。幅員は、最大が12.9メートル、最小が6.5メートル。延長は1,453.2メートルです。

以上でございますが、ご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

**議長（森本信明君）** ここで、荻原建設課長から発言を求められていますので、発言を許可します。荻原建設課長。

**建設課長（荻原義行君）** 先ほど、水道事業会計補正（第3号）の専決につきましてご質問いただきましたことにつきましてお答えをいたします。

まず、それぞれの自治体の負担の内訳でございますが、小諸市がおよそ25万5,000円、松本市が63万7,000円、塩尻市が26万9,000円となっております。

なお、先ほど、給水した量について10トンと申し上げましたが、これを訂正させていただきますまして、この水そのものに関しましては費用として請求もされておられませんし、また、量全体の記録もとってございません。

水の出どころでございますが、松本市と塩尻市に関しましては、朝、現地を出発するときに積んできていただくと。こちらで給水をしてなくなったら小諸または立科町内で給水をしていただくということで、それぞれ数トンから10トン程度の水を提供していただいたということになると思います。

小諸市に関しましては10トンから20トン程度、立科町内で調達した水は同じく10トンから20トン程度であろうというふうに思います。

以上ですが、よろしく願いいたします。

**議長（森本信明君）** 8番、村田桂子君、よろしいですか。

**8番（村田桂子君）** 結構です。

**議長（森本信明君）** 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、11時45分より、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員は参集願います。

（午前11時39分 散会）